

ねらいは「教職員評価」の処遇への反映、統制強化

ゴマカシだらけの給特法「改正」はゴメンです！

政府は2月7日、「公立の義務教育諸学校等における教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」をはじめ、学校教育法、地教行法、教特法等の一部を改定する法案を閣議決定し、今通常国会での成立をねらっています。高教組は以下の問題点があることからこの法案に反対し、抜本的な見直しを求めます。

ゴマカシ1 長時間労働の規制にならず、助長のおそれ

教職調整額引き上げの裏側で、教員に特有の手当を削減

政府案は労基法第37条（時間外手当）適用除外をそのままにし、無定量な時間外労働を放置したまま、教員の処遇改善として給特法第3条を改定し、教職調整額を10%まで引き上げるとしています。2026年1月から5%とし、段階的に引き上げること是一律の処遇改善として重要ですが、**教職調整額増額に長時間労働を抑制する効果はありません**。むしろいっそう長時間労働につながる危険性があり、「人材確保」にもつながりません。給特法の超過勤務禁止の原則を守りつつ、やむを得ず生じた時間外勤務に対して残業代を支給する内容を盛り込み、長時間労働を抑制することが必要です。それは定数増にもつながります。私たちが求めているのは定数増です。



教職調整額引き上げの一方で、**教員に特有の手当の一元化（削減）**がねらわれています。25年度予算案では義務教育等教員特別手当の削減や他学年学級担任手当の削減が上がっています。26年度以降には、給料の調整額削減（特別支援学校）の削減も企図されています。言及されていませんが、産振手当や定通手当も削減対象となる可能性も否定できません。

ゴマカシ2 わずかな担任手当で業務集中、職場や教職員の分断のおそれ

教特法の一部を改訂し、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて条例で支給額を定めるとしました。教員特別手当を一律に引き下げ、その原資をもとに学級担任に3,000円程度加算することが想定



されています。これでは学級担任へのさらなる業務集中が懸念されます。また、担任手当は特別支援学校・学級の担任は想定されていません。教員特別手当は教員人材確保法にもとづく手当であり、その趣旨から手当額に差をつけることは不当です。「人材確保」が目的であるならば、人材確保法の趣旨に沿って本給と手当こそ引き上げるべきですが、文科省は「人材確保」も放棄したのでしょうか？

ゴマカシ3 人員増や業務削減の支援なし。「成果」あおって時短ハラスメント!?

給特法第8条を新たに設け、教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付けています。また、学校教育法、地教行法を改定し、校長が学校運営協議会で承認を得る「基本的な方針」に、教育委員会が策定する計画の内容を含めることを求めています。

教職員定数の抜本的な改善を図ることなく、国が地方教育行政や学校に「教員の業務量の適切な管理」を強要し、公表させることで「成果」を煽ることは、管理職による退勤強要や時短ハラスメント、教職員の持ち帰り業務の増加を招く危険性があります。



学校教育法を改定し、すべての校種に「新たな職」として、「主務教諭を置くことができる」とし、教諭と「主務教諭」の間に6,000円程度の賃金格差を設けようとしています。教職員の差別化と階層化をすすめることで、教育活動に不可欠な教職員どうしの同僚性が壊されるとともに、さまざまな業務が「主務教諭」に押しつけられることも危惧され、いっそう職場の困難が広がります。

東京都では、「主幹教諭」「指導教諭」「主任教諭」など教諭の階層化が進み、「新しい職」に対応する給料表（6級制）が設けられています。人件費が限られている中で新たに給与カーブを設けることは、教諭や実習等の給与カーブを抑制

させるとともに、管理職との格差を拡大させます。現に、東京都では、教諭（2級）はもちろん、たとえ「主任教諭」であっても山口県の教諭より給料が低く抑えられ、昇格しなければ生涯賃金にも大きく影響します。これでは教職調整額が引き上げられたとしても待遇改善には結びつきません。同時に、教諭から「主任（主務）教諭」「主幹教諭」への昇格は、「教職員評価」や試験の結果をもとに決められます。現行の主任が「主任（務）教諭」として固定化されることも学校運営上問題です。東京では業務が集中する主幹教諭や主任教諭になりたがらない人も増えています。上意下達ではなく、「教諭は児童（生徒）の教育を司る」（学校教育法第）ことこそ教育の原点。職場に競争と分断を持ち込む制度を導入させてはなりません。養護・栄養教諭や実習、寄宿舎指導員、臨時教職員の待遇も懸念されます。

【教諭間の賃金格差・階層化のイメージ】

山口県教育職の場合

4級	校長	427,600～483,900円
3級	教頭	357,600～460,800円
2級	教諭	248,400～425,400円
1級	実習等	201,600～336,000円

東京都教育職の場合

6級	校長	393,300～513,700円
5級	副校長・教頭	353,600～484,300円
4級	主幹教諭	300,700～453,100円
3級	主任(務)教諭	279,600～423,900円
2級	教諭	225,600～388,100円
1級	実習等	191,400～327,500円

⇒

※東京都ではすでに6級制の給料表が導入されています。他県でも主幹教諭・指導教諭が特2級として導入されており5級制となっています。山口県は4級制を維持。給料額は山口県、東京都ともに2024年度。



「緊急署名」で教職員の願いを国会へ！

私たち高教組の要求

1. 残業代支給を可能とする給特法の改正で超過勤務の縮減を
2. 教員確保は本給と教員特別手当の引き上げで
3. 「主務教諭」など「新たな職」の導入は百害あって一利なし
4. 「新たな職」を契機に「教職員評価」の処遇への反映を許さない
5. 教職員の大増員の実現を。基礎定数の抜本的改善を
6. そのために教育予算の大増増を

あなたも高教組へ 山口県高等学校教職員組合

山口市大手町2-18山口県教育会館 TEL083-922-0766 FAX 083-922-5447